

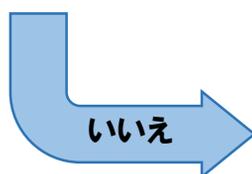
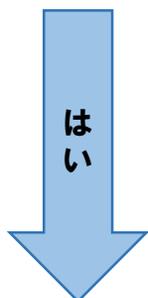
幼児教育の無償化がはじまります

令和元年10月より幼児教育（主に3歳～5歳の子ども）の無償化が始まります。無償化の対象になるためには、認定の手続きが必ず必要になりますので、下記のフローチャートを参考に手続きを行ってください。

保護者全員が月48時間以上の就労・疾病・就学・同居親族の介護等
保育の必要な要件※1がある



預かり保育等を利用している



保育料＋入園料（入園初年度のみ）が、**月額2万5,700円**の範囲で無償化になります。
①**施設等利用給付認定申請書**
②**個人番号確認書類※2**
を提出してください。

保育料＋入園料（入園初年度のみ）が、**月額2万5,700円**の範囲で無償化及び、預かり保育についても、**月の利用日数×450円（最大月額1万1,300円まで）**が無償化の対象となります。

- ①**施設等利用給付認定申請書**
- ②**個人番号確認書類※2**
- ③**保育認定基準確認書類（保護者全員分）**
を提出してください。

※1保育の必要な要件とは？

子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難な状態にあることをいいます。この保育の必要性の基準は町内保育園入園の条件と同じ基準になります。2枚目参照

※2個人番号確認書類とは

2ページ目参照

※給食費や通園費等は対象外となります。

※通っている園の預かり保育の提供時間が8時間未満または年間開園日数が200日未満の場合は、預かり保育以外に認可外保育施設等も預かり保育の無償化の範囲の対象となります。

◇個人番号確認書類について◇

申請書に記載した保護者と私立幼稚園に入園中の児童の個人番号が記載されたもの

【保護者がマイナンバーカードをお持ちの場合】①・②が必要です。

- ①保護者のマイナンバーカードの写し
- ②児童の個人番号確認書類（下記のものいずれか1つ）

- ・マイナンバーカードの写し
- ・通知カードの写し
- ・個人番号が記載された「住民票の写し」の原本又は住民票記載事項証明書

【保護者がマイナンバーカードをお持ちでない場合】①・②・③が必要です。

- ①保護者の個人番号確認書類（下記のうち1点）

- ・通知カードの写し
- ・個人番号が記載された「住民票の写し」の原本又は住民票記載事項証明書

- ②保護者の身元確認書類の写し

運転免許証やパスポートなど顔写真付の身元確認書類
（顔写真付きの身元確認書類をお持ちでない場合はご相談下さい。）

- ③児童の個人番号確認書類（下記のものいずれか1つ）

- ・マイナンバーカードの写し
- ・通知カードの写し
- ・個人番号が記載された「住民票の写し」の原本又は住民票記載事項証明書

◇保育の必要な要件及び保育認定基準確認書類について◇

保育の必要な事由	添付書類
①就労（1ヵ月48時間以上） 例：1日4時間 週3日勤務 児童の保護者が家庭の内外で仕事のため、その児童の保育ができない場合	『就労（内定）証明書』【会社員】 ※事業主の証明を受けることが必要 『就労状況申告書及び営業内容が分かる確定申告書』【自営業】 ※新規等の場合で確定申告書が添付不可の場合は地域担当民生児童委員の記名・押印必要
②妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 ※保育の実施期間は産前6週産後8週	『母子手帳』の写し （予定日がわかるもの）
③疾病・障害 児童の保護者が、病気、負傷、心身障害のため、その児童の保育ができない場合	『疾病・障害状況申告書及び診断書』
④同居または長期入院等をしている親族の介護・看護 児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要なきょうだいがおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているためその児童の保育ができない場合	『介護・看護の申告書及び診断書等』
⑤災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害のため、復旧の間、その児童の保育ができない場合	『罹災証明書等』
⑥求職活動・起業準備 児童の保護者が求職活動（起業活動を含む）を継続的に行っているため、その児童の保育ができない場合 ※実施期間は、求職活動時最大3ヶ月、起業準備期間最大6ヶ月	『求職活動支援機関利用証明書』
⑦就学 児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 ※保育の実施期間は就学期間内とし、自動車教習所・在宅学習は不可	『就学等（予定）証明書及び職業訓練期間と授業カリキュラムのわかる書類』
⑧児童虐待・DVのおそれがある	『こども家庭相談センター等からの意見書』
⑨育児休業取得時、既に保育を利用している児童がおり継続利用が必要で出産後1年以内に復職する場合 ※新規申込の場合は仕事に復帰する日の属する月初日からの保育申込	『復職予定証明書』
⑩その他上記に類する状態にあると町長が認める場合	必要に応じて詳細書類等を添付

■上記提出書類については、町のホームページからダウンロード又は窓口で配布しています。

■添付書類は、認定申請書の提出時に必ず添付してください。なお、認定申請日の3ヶ月以上前に作成された書類は無効ですので、新しいものをご用意いただくようご注意ください

■複数のきょうだい分を同時に申し込む場合、保育認定基準確認書類の添付書類は1組をご用意いただくだけで構いません。

■添付書類の種類や内容に不備がある場合には保育の必要性について認定ができず、無償化の給付を受けられませんがご注意ください。